

一般財団法人日本栄養実践科学戦略機構 賛助会会則

一般財団法人日本栄養実践科学戦略機構（以下「本機構」という。）定款施行規則第 7 条第 1 項及び同条第 3 項に基づき、本機構の賛助会（以下「本会」という。）の設置及び運営に関する事項を以下のとおり定める（以下「本会則」という。）。

（名称）

第 1 条 本会の名称を、「一般財団法人日本栄養実践科学戦略機構 賛助会」とする。

（本会の目的）

第 2 条 本会は、次の各号の事業を行うことを目的とする。

- 一 本機構の各種活動を支援する事業
- 二 賛助会員相互の交流に資する事業

（設置）

第 3 条 本会への入会が承認された者は当然に本会の構成員となる。

（運営）

第 4 条 本会に次の各号を職責とする会長 1 名を置く。

- 一 本会の事務の統理
 - 二 本会の代表
- 2 会長は、会員の中から本機構の理事長がこれを指名する。
- 3 前項に関わらず、本機構の理事長は、会長を兼ねることができる。

（事務局）

第 5 条 本会の設置及び運営に関する事務を取り扱う事務局を本機構に置く。

（改廃）

第 6 条 本会則の改廃は、本機構理事会の同意を得て本機構の理事長がこれを行う。

附則

本会則は、2024年4月1日から施行する。